

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 12 日（金）第 412 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則（※）（水 産 振 興 課 取 扱 い） 1

規 則

鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 5 年 5 月 12 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 36 号

鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則（昭 和 54 年 鹿 児 島 県 規 則 第 88 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 後 段 中「令 和 5 年 3 月 31 日」を「令 和 6 年 3 月 31 日」に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は， 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。